確定拠出年金向け説明資料

シュローダーＢＩＣｓ株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ 主としてBICｓ（ブラジル、インドおよび中国）の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

■ 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

■ トップダウンによる国別の投資判断とボトムアップによる個別企業への投資判断の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと、運用を行います。

※ ファンドはシュローダーBICs株式マザーファンドを通じて投資を行い、マザーファンドの運用にあたってはシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

※ 上記は、マザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※ 上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

2. 主要投資対象

ブラジル、インドおよび中国の株式を実質的な主要投資対象とします。

※ 2023年4月29日付でファンドの投資対象国からロシアを除外しました。従前よりファンドにおけるロシア株式の保有は限定的であるものの、国際金融市場における取引停止前から保有し売却が済んでいない銘柄（評価額はゼロ）については委託会社の判断で適切な時期に処分する予定です。

※ 投資対象国の株式を投資対象国以外の国で流通させるために当該株式を銀行などに預託し、代替として海外市場で発行される預託証券（DR：Depositary Receipt）を投資対象に含みます。

3. 主な投資制限

■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
■一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
■デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4. ベンチマーク

ファンドは、ベンチマークを設けておりませんが、MSCI BIC 10/40指数（米ドルベース）を委託会社が独自に円換算し、参考指数としております。

5. 信託設定日

2006/1/31

6. 信託期間

無期限

7. 繰上償還

受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

原則、毎年1月、4月、7月、10月の各30日
（休業日の場合は翌営業日）

9. 運用管理費用（信託報酬）(注)

ファンドの日々の純資産総額に対して
年率2.068%（税抜1.88%）。
運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

配分：委託会社　年率0.90%(税抜)
　　販売会社　年率0.90%(税抜)
　　受託会社　年率0.08%(税抜)

10. その他の費用・手数料(注)

■法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等：
ファンドの純資産総額に対して年率0.055%（税抜0.05%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
■組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等：ファンドからその都度支払われます。
※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(注)上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■当資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

シュローダーＢＩＣｓ株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

11. 購入単位
1円以上1円単位

12. 購入価額
購入申込日の翌営業日の基準価額。
基準価額は1万口当たりとします。

13. 購入時手数料
ありません。

14. 換金価額
換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

15. 信託財産留保額
換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

16. 収益分配
年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. 購入･換金申込受付の中止及び取消し
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。
＊投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等

18. 課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の元金および利息が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約ではありません。したがって、この投資信託は預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

21. 持分の計算方法
換金価額×保有口数*
*基準価額・換金価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（信託財産の運用指図を行います。）

23. 受託会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の変動要因等
■ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
■分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

株式の価格変動リスク、信用リスク
株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■当資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

シュローダーＢＩＣｓ株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

為替変動リスク
実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。
チャイナ・コネクト*1を通じて中国A株*2への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。
ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があり、これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
＊1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。
＊2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

流動性に関するリスク
証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点
■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

［収益分配金に関する留意事項］
■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

［流動性リスクに関する留意事項］
ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■当資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

シュローダーＢＩＣｓ株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

［ファミリーファンド方式に関する留意事項］
投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

［現金等の組入に関する留意事項］
市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■リスクの管理体制
■運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

■流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■当資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。